

新旧対照表（写真管理基準）

旧（令和4年10月）	新（令和5年10月）	摘要
<p>4. その他</p> <p>撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義</p> <p>(1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和3年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p> <p>※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示すの編章節と整合を取っている。</p>	<p>4. その他</p> <p>撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義</p> <p>(1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和4年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p> <p>※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示すの編章節と整合を取っている。</p>	